

結婚生活スタート 応援事業

婚姻に伴い新生活をスタートされる
お二人に対し、経済的負担を軽減するため
住宅取得費用・住宅賃借費用・
住宅リフォーム費用及び
引っ越し費用の一部を助成し
結婚生活のスタートを応援します！

助成額

- 夫婦共に
29歳以下の世帯
…上限**60万円**
- 夫婦共に30歳以上
～39歳以下の世帯
…上限**30万円**

詳しくはこちら



湯沢市ホームページ

※補助金額に千円未満の
端数が生じた場合は
その端数は切捨てとなります。



対象者

令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯が対象です。
ただし、申請時において利用できる要件をすべて満たしている場合のみ、助成を受けることができます。

利用できる要件

下記の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 対象となる住居が湯沢市内にあり、申請の時点で夫婦の双方又は一方がその住宅に居住し、住民登録していること。
- ② 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- ③ 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに新たに婚姻届を提出し、受理されていること。
- ④ 婚姻を機に、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った費用であること。
- ⑤ 夫婦の所得の合計額が500万円未満であること。（※原則として、令和7年の所得。ただし、申請日が4月から5月までの場合は令和6年の所得を用います。）
なお、申請日において、貸与型奨学金の返還世帯は、所得金額を証する書類をもとに算出した世帯の所得の合計額から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。
- ⑥ 申請日において、夫婦のいずれもが市税及び上下水道料金の滞納をしていないこと。
- ⑦ 夫婦の双方が、ライフデザイン支援、プレコンセプションケア、妊娠・出産、家事・育児の分担に関する講座等を受講していること。
※家事・育児の分担に関する講座等については、内容や参加対象者により、夫婦のいずれか一方の受講で認められる場合があります。 ※申請時点で受講が難しい場合は、予約または誓約により申請できる場合があります。
- ⑧ 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。

助成対象経費

- ① 新居の住宅取得費用（新築、中古住宅）
※土地の購入費用は対象外
- ② 新居の住宅賃借費用（住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
※婚姻前に取得した住宅については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。
- ③ 新居の住宅リフォーム費用（住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用）
※婚姻前に実施したリフォーム工事については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施したリフォーム工事であること。
- ④ 婚姻にともなう引っ越し費用（引っ越し業者又は運送業者への支払い実費）

助成の対象期間まとめ

R8.1.1から

R8.4.1から

R9.3.31まで

助成対象となる支払期間（新居購入、家賃費用等、リフォーム費用、引っ越し費用）

助成対象となる入籍期間

住宅購入・賃貸借契約締結・住宅リフォーム・引っ越し実施

申請方法

「湯沢市結婚生活スタート応援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書」及び必要書類を、まちづくり協働課交流・未来づくり推進班（市役所本庁舎3階）へ直接提出してください。



◀詳しくはこちら（湯沢市ホームページ）

- ☑提出書類の説明
- ☑提出書類様式のダウンロード

問い合わせ先 湯沢市まちづくり協働課交流・未来づくり推進班

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝祭日を除く）

☎0183-56-8386 ✉mirai-gr@city.yuzawa.lg.jp